

名古屋税関における税関官署の開庁時間について

名古屋税関長 岡崎 匠

関税法（昭和29年法律第61号）（以下「法」という。）第19条の規定に基づき、税関官署において事務を取り扱う時間を以下のとおり定め、平成20年4月1日より適用することとしたので公示する。

なお、同条に規定する事務の種類とは、次の表の左欄に掲げる許可、承認、交付又は届出に係る事務をいい、法第63条第1項の承認を他の税関手続の許可又は承認と併せて行う場合には、当該税関手続の許可又は承認を取り扱う税関官署の開庁時間となる。

凡例：休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）をいうものとし、土曜日又は日曜日が休日に当たるときは、休日とする。

別送品とは、出国者又は入国者が別送して輸出又は輸入する貨物をいう。

コンテナ条約とは、コンテナに関する通関条約（昭和46年条約第6号）をいう。

許可・承認等の区分	官署	平日	土曜日	日曜日	休日	備考
・法第19条の届出	中部空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第23条第1項の承認 ・法第63条第1項の承認（法第21条の届出に併せて行う場合に限る。） ・法第66条第1項の承認	本関 清水税関支署 中部空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）の承認 ・法第62条の3第1項の承認 ・法第62条の10の承認 ・法第63条第1項の承認 ・法第67条の許可（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）（別送品及びコンテナ条約第2条の適用を受けるコンテナを除く。） ・法第73条第1項の承認	中部空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	本関	08:30-21:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	1月1日は開庁時間とはしない。
	中部外郵出張所	08:30-17:30	08:30-17:30	08:30-17:30	08:30-17:30	
	興津出張所	08:30-19:00	08:30-12:30	—	—	
	四日市税関支署	08:30-19:00	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第61条第1項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の許可	本関	08:30-17:45	—	—	—	

・法第 62 条の 5 (法第 62 条の 15 において準用する場合を含む) の許可	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第 67 条の許可 (別送品に限る。)	清水税関支署 中部空港税関支署	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	00:00-24:00	
	中部外郵出張所	08:30-17:30	08:30-17:30	08:30-17:30	08:30-17:30	
	本関	08:30-17:45	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第 67 条の許可 (コンテナ条約第 2 条の適用を受けるコンテナに限る。)	本関	08:30-21:00	08:30-17:00	08:30-17:00	08:30-17:00	1月1日は開庁時間とはしない。
	興津出張所	08:30-19:00	08:30-12:30	—	—	
	四日市税関支署	08:30-19:00	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	
・法第 102 条第 1 項の交付	本関	08:30-17:45	—	—	—	
	中部外郵出張所	08:30-17:30	—	—	—	
	上記以外の官署	08:30-17:15	—	—	—	